

波照間航路改善計画策定委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月
竹 富 町

目 次

1 目的	1
2 業務の概要	1
(1) 業務の名称	1
(2) 業務の内容	1
(3) 履行期間	1
3 提案上限額	1
4 担当部署（各書類提出先及び問合わせ先）	1
5 応募資格要件	1
6 企画提案書作成要領	2
(1) 提出書類	2
(2) 提出期限	2
(3) 提出場所	2
(4) 提出方法	2
(5) 提出部数	2
(6) 提出書類の取扱い	2
7 質疑応答	3
(1) 提出質疑書（様式3）	3
(2) 提出期限	3
(3) 提出場所	3
(4) 提出方法	3
(5) 回答方法	3
8 企画提案の審査	3
(1) 基本事項	3
(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	3
(3) 審査項目及び評価基準	4
(4) 受託候補者等の特定	4
(5) 審査結果の通知	4
9 契約に関する基本事項	4
10 スケジュール	4
11 その他	4
(1) 辞退の取扱い	4
(2) 失格事項	5
(3) 留意事項等	5

1. 目的

本業務は、石垣島と波照間島を結ぶ石垣～波照間航路について、現状及び課題を把握するとともに、老朽化が進む船舶の代替建造の検討を含め、航路の確保及び維持に必要な改善方策を多角的に検討し、航路改善計画を策定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

波照間航路改善計画策定委託業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 提案上限額

11,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

4. 担当部署（各書類提出先及び問い合わせ先）

竹富町役場 企画政策課

所在地 〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町11番地1

電話 0980-83-0507(直通)

電子メール m-higasisakihara@town.taketom.okinawa.jp

担当者 東崎原

5. 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 本業務を適正に履行する意思、能力及び実施体制を有すること。
- (4) 今回の業務に際して、主として本業務に従事する1名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。

(5) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

- ア. 共同企業体を代表する事業者を定め、その者が応募を行うこと。
- イ. 共同企業体を構成する全ての事業者が、第1号及び第2号の要件を満たすこと。
- ウ. 同企業体を構成する事業者のいずれかが、第3号及び第4号の要件を満たすこと。

6. 企画提案書作成要領

企画提案にかかる応募申請を行おうとする者は、次に定めるところにより、申し込むものとする。

また、町は提出された応募申請書に基づき応募資格の確認を行い、応募資格要件の満たす者を企画提案の審査対象者とする。これは、応募資格確認書類等及び企画提案書を同時に提出させる一段階型の手続として実施するものである。

(1) 提出書類

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 会社概要（様式3）
- ④ 業務実績書（様式4）
- ⑤ 積算書（様式5）
- ⑥ 執行体制（様式6）
- ⑦ 事業計画（様式7）
- ⑧ 質問票（様式8）
- ⑨ 共同企業体協定書（様式9）※共同企業体で応募する場合のみ
- ⑩ その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの
 - ア. 定款、規約その他これらに類する書類
 - イ. 登記簿謄本の写し

(2) 提出期限

令和8年5月11日（月）正午まで（必着）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日とする。

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(4) 提出方法

持参又は書留郵便にて提出するものとし、期限内に到着するよう送付すること。

※提出書類すべての電子データ（PDF ファイル形式）を電子メール又は電子媒体（CD-ROM 等）により1部提出する。

(5) 提出部数

提出部数は、(1) 提出書類の「①応募申請書（様式1）」及び「⑨共同企業体協定書（様式9）」、「⑩その他書類（様式任意）」については1部とし、「②～⑧」に関しては10部とする。

(6) 提出書類の取扱い

- ① 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本町の判断により、記載内容の確認、資料の補正等を求めることがある。

- ② 提出書類は、プロポーザル方式による受託候補者の特定のために使用し、また複製等を行うことができるものとする。
- ③ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、竹富町情報公開条例（平成 17 年条例第 10 条）第 6 条第 1 項に基づく公文書の公開請求があった場合は、同条例第 7 条に規定する非公開情報を除き、開示するものとする。

7. 質疑応答

企画提案書の作成について質疑がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

- (1) 提出書類質疑書（様式 8）
- (2) 提出期限
令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時まで（必着）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日とする。
- (3) 提出場所
「4 担当部署」のとおり。
- (4) 提出方法
電子メールによること。
- (5) 回答方法
令和 8 年 5 月 8 日（金）までの間、回答書により、個別に電子メールにより回答する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日とする。

8. 企画提案の審査

- (1) 基本事項
 - ① 審査は、町が設置する波照間航路改善計画策定委託業務プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を基に総合的に評価し、受託候補者及び次点者の特定を行う。
 - ② 選定委員会は、非公開とする。
 - ③ 最低基準点未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。
 - ① 実施方法
 - ア. 1 提案者ずつの呼び込み方式とし、持ち時間はプレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分の計 30 分とする。
 - イ. 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
 - ウ. 出席者は、3 人以内とする。
 - ② 実施日時
令和 8 年 5 月 19 日（火）

③ 実施場所

竹富町役場にて、行うものとする。

(3) 審査項目及び評価基準

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、別紙で示す審査基準に基づき評価を行う。

(4) 受託候補者等の特定

選定委員会において、各委員が別紙審査基準表に基づき採点を行い、各委員の評点を合計した総合評価点が最も高い提案者を受託候補者として特定し、次に高い者を次点者として特定する。

なお、総合評価点が同点となった場合は、企画提案評価の点数が高い者を上位とし、なお同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。

また、総合評価点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者を特定しないものとする。

(5) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全てに対し、文書により通知するものとする。なお、審査の結果や、内容についての問い合わせには応じないものとする。

9. 契約に関する基本事項

- ① 受託候補者と協議を行い、受託候補者の提案内容をもとに必要なに応じて仕様書を修正し、その仕様書に基づく見積書を徴取の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- ② 受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者を新たな受託候補者として交渉を行うものとする。
- ③ 契約手続き及び契約書は、竹富町契約規則（平成30年規則第4号）その他町の契約に関する規定に定めるところによる。
- ④ 受託候補者が契約締結の日までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、又は契約締結に至らなかった場合は受託候補者としての特定を取り消し、次点者を新たな受託候補者として協議する。
- ④ 契約締結後においても、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合その他契約の相手方として適当でないと認められるときは、町は契約を解除することができる。

10. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年4月22日（水）
質疑書の提出	令和8年5月1日（金）午後5時まで
質疑書に対する回答	令和8年5月8日（金）
辞退届の提出	令和8年5月13日（水）正午まで
企画提案書の提出	令和8年5月11日（月）正午まで

11. その他

(1) 辞退の取扱い

特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和8年5月13日（水）正午までに辞退届（様式任意）を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ① 応募資格要件を満たしていない場合又は受託候補者特定の日までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ④ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリングに正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 提案価格が、「3 提案上限額」を超過する場合

(3) 留意事項等

- ① 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 書類の作成や提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費は、提出者の負担とする。
- ③ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を町に請求することはできない。
- ④ 提出された書類は、返却しない。
- ⑤ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。